

第3期 鹿部町地域福祉計画

(鹿部町成年後見制度利用促進基本計画)

(鹿部町地方再犯防止推進計画)

【概要版】



人と地域のつながりでつくる
安心して暮らせるまち

地域福祉って何？

「地域福祉」は、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」といわれます。

福祉サービスの対象として高齢者・障がい者・子どもというように法律や制度で分けられる福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべてのものが進めていく地域づくりの取組のことです。

あなたのまわりに困っている人はいませんか？

少子高齢化の進行、単身世帯の増加といった社会を取り巻く状況の変化によって、ひきこもりの長期化・高齢化、ヤングケアラー、ダブルケア、孤独・孤立の問題など、これまでの福祉制度だけでは解決することが難しい複合的な地域課題が生じてきています。

地域で抱える困りごとの声



地域課題を解決するために

このような地域課題、不安や不便さは、ほんの少しの手助けや気遣い、そして身近な窓口への相談で解決できることがたくさんあります。

1. 私たちができる「ちょっとした」支えあい

あいさつから始まる見守り

「こんにちは」「いいお天気ですね」といった声かけが、孤立・孤独を防ぐ第一歩につながります。

「お互い様」の気持ちで

ゴミ出しのついでに隣の家の様子を伺う、雪かきのついでに少しの手伝いを広げるなど、無理のない範囲での助け合い。

地域の行事に参加してみる

お祭りや清掃活動、町内会や老人クラブ・サロン活動などに参加することがいざというときの顔の見える関係づくりにつながります。

2. ひとりで抱え込まず、気軽に相談したり、窓口を紹介してください

「おや?」と思ったら窓口につなぐ

「最近あの人を見かけないな」「いつもと様子が違うな」と感じたら、ひとりで悩まず窓口へご相談ください

	鹿部町社会福祉協議会 (ボランティアや地域活動の相談)
	鹿部町地域包括支援センター (高齢者の暮らしや介護の相談)
	鹿部町役場保健福祉課 (制度や公的支援の相談)
	民生委員・児童委員 (身近な相談相手・つなぎ役)

地域福祉計画とは

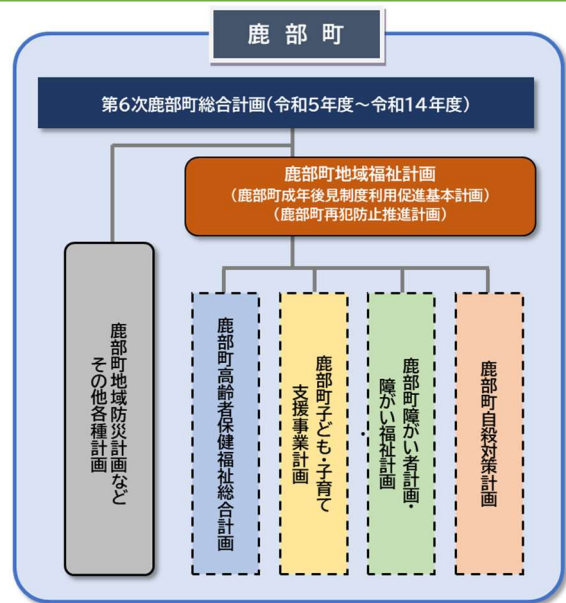
地域福祉計画は、高齢者や障がい者、子どもなど、すべての人々が地域の中で孤立することなく、お互いに支えあいながら生きがいを持って暮らせる「地域共生社会」を実現するための、まちづくりの行動計画です。

地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定するもので、「第6次鹿部町総合計画」を上位計画とし、保健福祉に関する分野別計画との中間に位置付けられています。

「成年後見制度利用促進基本計画」および「再犯防止推進計画」を内包し、地域防災計画等とも連携することで、総合的な施策を推進します。

また、鹿部町社会福祉協議会と密接に連携し、地域共生社会の実現に向けた各種活動に取り組んでいきます。



地域福祉計画を推進する3つの基本方針

本計画では、基本方針である「人と地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち」に基づき、3つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進に取り組めます。

基本目標1 つながりを大切に育てる

地域共生社会の実現を目指します

分野を超えた多様な主体が連携します

基本目標2 誰もが安心して暮らせる

地域福祉の主役は地域で生活する町民一人ひとりです

人に寄り添った支援を行うことが大切です

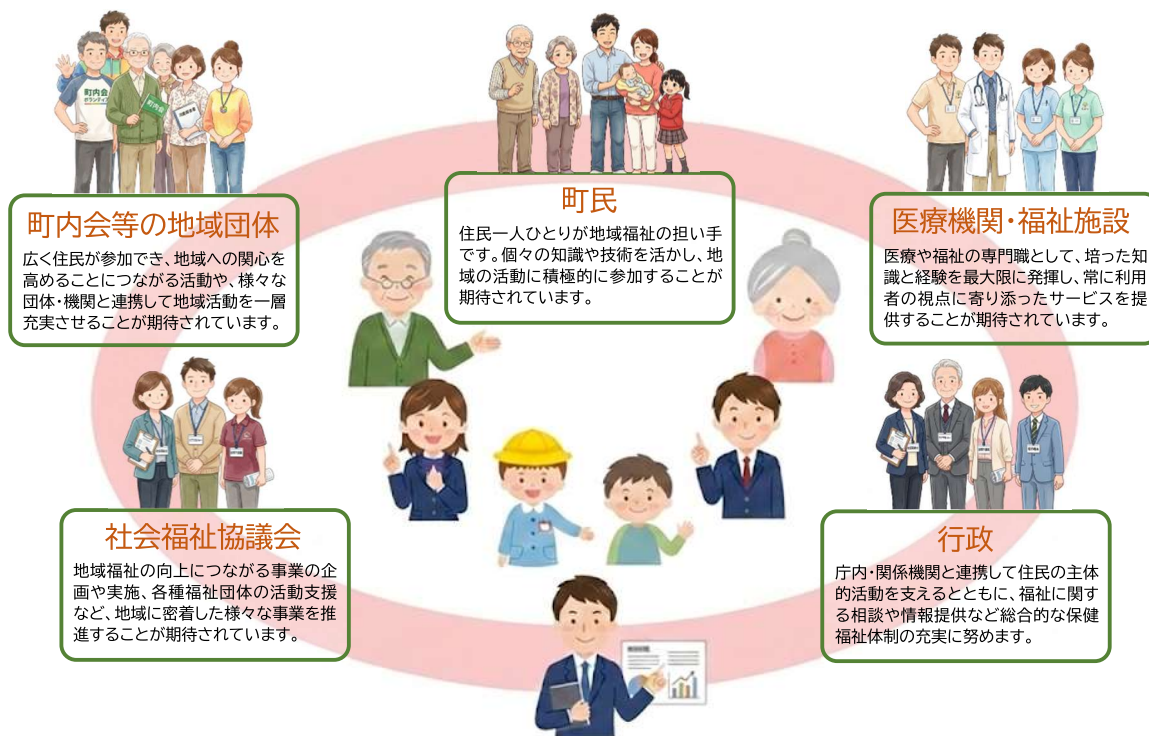
基本目標3 みんなで支えあい助けあう

地域の特性を活かし、地域課題に対応します

常時・非常時の切れ目のない支えあいを推進します

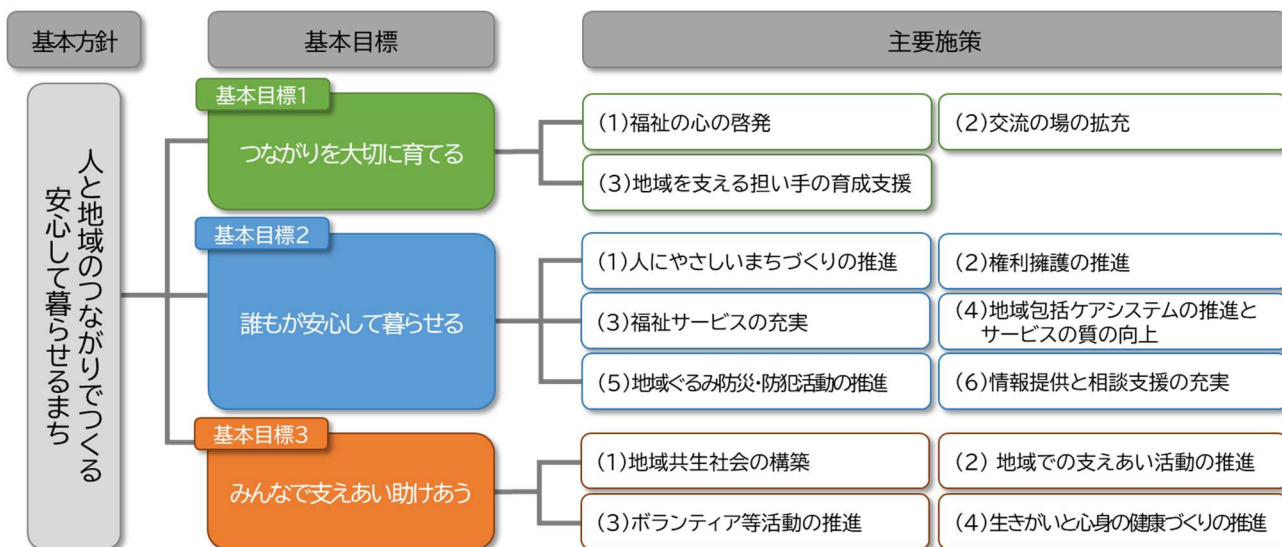
住民・地域・町の協働による計画の推進

地域福祉の推進のためには、地域福祉に関わる町民や専門職の方々、関係機関や行政機関などが、それぞれの役割を担い、相互に連携することが重要です。



施策の体系

本計画では、基本方針及び基本目標を実現するため、13の主要施策に取り組みます。



基本目標 1 つながり大切に育てる

地域でのつながりを大切に育てるためには、住民一人ひとりが福祉を自分事として捉え、互いを尊重し合う「福祉の心」を育むことが重要です。そのために、福祉教育や多世代交流の場を充実することで、支えあいの意識を高める取組を進めます。誰もが気兼ねなく地域活動に参加できるよう、情報発信の工夫や居場所づくりに取り組み、行政や関係団体、住民が一体となった温かな地域ネットワークを構築します。

主要施策(1) 福祉の心の啓発

① 相互扶助の意識づくりと共生社会づくりへの取組

講座やイベントを通じ、若年層を含む多様な世代が共に支えあう意識を育みます。

② 福祉教育の推進

学校や福祉施設と連携し、子どもたちが多様性や支えあいの大切さを学ぶ機会を作ります。

主要施策(2) 交流の場の拡充

① 交流の場に関する情報提供の充実

SNS や広報誌を活用し、デジタル・アナログ両面で活動情報を分かりやすく届けます。

② 気軽に交流できる居場所づくり

既存のサロン支援に加え、カフェや空き店舗の活用等、誰もが気軽に集える場を広げます。

主要施策(3) 地域を支える担い手の育成支援

① 地域福祉への住民参加の促進

町内会への加入促進や、多様な住民が無理なく活動に関われる環境を整えます。

②、③、④ 各種団体・担い手の支援と連携強化、など

社会福祉協議会や民生委員等の活動を支え、団体間の情報共有と協力体制を深めて持続可能な仕組みを作ります

地域全体の取組

- 地域の現状や課題に関心を持ち、自分にできる関わり方を考えてみましょう
- サロンやボランティアなど、興味のある活動へ無理のない範囲で参加してみましょう
- 趣味や特技を活かし、多世代での交流を通して日頃のつながりを深めてみましょう
- ボランティアや悩みごとの相談は、社協や民生委員を積極的に活用してみましょう

基本目標 2 誰もが安心して暮らせる

誰もが安心して暮らせる地域づくりには、多様なニーズに応える生活環境の整備と、人権を尊重し互いに支えあう強固な支援体制の構築が重要です。そのために、移動・住まいの確保といったハード・ソフト両面のバリアフリー化や権利擁護の地域連携を進めます。また、福祉人材の育成とICT活用による安定した福祉サービスの提供を実施します。併せて、地域包括ケアシステムの確立や地域ぐるみの防災・防犯活動、包括的な相談支援体制の充実を推進し、誰もが自分らしく暮らし続けられる基盤を強化します。

主要施策(1) 人にやさしいまちづくりの推進

①、③、④ 人にやさしいまちづくりの推進、など

公共施設や住まいのバリアフリー化等、誰もが活動しやすい環境づくりを計画的に進めます。

② 移動支援の充実

予約型バスの運行エリア拡充や周知支援を行い、安心して外出できる移動環境の充実を図ります。

主要施策(2) 権利擁護の推進

①、④、⑤、⑦ 権利擁護の推進、など

人権啓発や虐待防止、担い手育成により、個人の権利が守られ自立し暮らせる地域づくりを進めます。

②、③、⑥ 権利擁護支援の体制整備、など

中核機関の設置や成年後見制度の利用を進め、権利侵害を未然に防ぐ包括的な仕組みを構築します。

主要施策(3) 福祉サービス提供体制の維持

①、②、④、⑤ 福祉サービス提供体制の維持、など

各分野連携・NPO等の活動支援を通じ、多様なニーズに応える安定したサービス体制を維持します。

③ 福祉人材の確保・育成

外国人材の活用やICT導入による負担軽減を進め、担い手の定着とサービスの質の確保を図ります。

主要施策(4) 地域包括ケアシステムの推進とサービスの質の向上

①、③ 地域包括ケアシステムの推進とサービスの質の向上

関係機関のネットワーク強化と第三者評価の継続により、サービスの質の向上と適正化を図ります。

② 生活支援サービスの充実

地域ニーズを把握し、買い物支援等生活支援サービスを必要な人が円滑に利用できるよう努めます。

主要施策(5) 地域ぐるみ防災・防犯活動の推進

①、②、③、④ 地域ぐるみ防災・防犯活動の推進、など

個別避難計画の策定や福祉避難所の維持・確保を進め、災害時に要援護者を守る体制を構築します。

⑤、⑥、⑦、⑧ 防犯・安全意識の向上、など

見守り活動や緊急通報装置の普及により、犯罪被害を防ぎ安心して暮らせる地域を目指します。

主要施策(6) 情報提供と相談支援の充実

①、② 情報提供と相談支援の充実、など

デジタル媒体と紙媒体を併用し、誰もが情報を得やすいバリアフリーな環境を整えます。

③、④ 包括的な相談支援体制の拡充

専門性の高い人材育成と関係機関の密接な連携により、多様化・複雑化する生活課題に対応します

地域全体の取組

- バリアフリー施設や移動支援等の情報を積極的に活用し、自立した生活を心がけてみましょう
- 権利擁護の相談窓口を知り、困っている人への紹介や虐待の早期相談に努めてみましょう
- 必要な福祉サービスを適切に利用し、悩みごとを抱え込まず家族や周囲と共有してみましょう
- 避難訓練や見守り活動に参加し、日常の備えや地域の安全確保に協力してみましょう
- 町の広報等で最新情報を確認し、地域の課題や気づいたことを継続的に町へ伝えてみましょう

基本目標3 みんなで支えあい助けあう

みんなで支えあい助けあう地域づくりには、住民、団体、事業所、行政が課題を共有し、多様な主体が連携して協働で解決に取り組むネットワークの構築が重要です。そのために、地域共生社会の実現に向けた重層的な支援体制の検討や、町内会を中心とした日常的な見守り・支えあいの仕組みづくりを進めます。ボランティアポイント制度の継続や活動支援を通じた担い手の育成を実施します。あわせて、高齢者の生きがいづくりや健康増進、障がい者の社会参加支援を強化し、活気あるまちづくりを推進します。

主要施策(1) 地域共生社会の構築

①、③ 地域の支えあいと重層的な支援体制の構築

多様な主体が連携し、属性を問わない包括的な重層的支援体制の構築を検討します。

② 協議体による地域福祉の推進

地域課題を検討する協議体の設置・運営を進め、地域福祉の推進力を高めます。

主要施策(2) 地域での支えあい活動の推進

①、④ 地域の声かけ・見守り活動と小さな支えあい活動の推進・展開

見守り体制を強化し、生活課題を解決する小さな支えあい活動を展開します。

②、③ 町内会活動、コミュニティカフェやサロン活動の推進

町内会活動やサロン、コミュニティカフェの支援により交流の場を促進します。

主要施策(3) ボランティア等活動の推進

① ボランティア活動の支援

ボランティアの養成や場づくりを進め、担い手の確保とネットワーク化を図ります。

② 住民参加型福祉サービスの検討

ポイント制度の活用等により、利便性の高い住民参加型福祉サービスを検討します。

主要施策(4) 生きがいと心身の健康づくりの推進

① 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の社会参加や障がい者の活動機会を確保し、生きがいづくりを推進します。

② 心身の健康づくりと健康管理の推進

地域と連携した健康増進や自殺対策、ゲートキーパー養成等の啓発を実施します。

地域全体の取組

- 町内会の行事や地域の様々な活動に関心を持ち、積極的に参加・協力してみましよう
- 地域の課題を自ら考え、サロンや運動教室などの交流の場へ気軽に出向いてみましよう
- ボランティア活動やポイント制度を知り、できることから支えあいの輪に加わってみましよう
- 定期的な健診受診や生活習慣の見直しを通じ、自分と家族の健康管理を心がけてみましよう
- かかりつけ医を確保したり、福祉施設で作られた物品の活用を日頃から意識してみましよう

成年後見制度利用促進計画

認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方々の権利を尊重し、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、権利擁護の支援体制を強化することを目的とします。

項目	具体的な施策(一部抜粋)
相談支援と利用促進の強化	専門的な相談に応じる中核機関を設置し、適切な制度利用を支援します。費用助成や町長申立の実施により、経済的・身寄り等の理由で利用困難な方を支援します。
地域連携ネットワークの構築	福祉・医療・法務・金融等の関係機関が連携し、権利侵害の早期発見や未然防止、日常的な見守りを行うネットワークを整備します。
地域で支える人材の育成	制度の担い手不足に対応するため、市民後見人の養成講座や研修を行い、地域住民が共に支えあう体制と人材の確保を図ります。
包括的な権利擁護の推進	属性を問わない重層的な支援体制の中に権利擁護を位置づけ、虐待防止や再犯防止施策とも連動した地域全体の支えあい基盤を構築します。

地方再犯防止推進計画

本計画は、犯罪をした人や非行のある少年が地域社会で孤立せず、円滑に社会復帰できる環境を整えることを目的としています。国や道の計画と連携しつつ、住まいの確保や就労支援、医療・福祉サービスへのアクセス強化など、地域独自の取組を体系的に進め、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

項目	具体的な施策(一部抜粋)
生活基盤の確保	就労支援(ハローワーク等との連携)や協力雇用主の周知、住居確保給付金の活用による住まいの支援
福祉・医療支援	高齢者や障がいのある対象者に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関と連携
地域理解と連携	「社会を明るくする運動」等を通じた啓発、保護司会や更生保護女性会などの民間協力者の活動支援・なり手確保

第3期鹿部町地域福祉計画 概要版

発行 令和8年3月

編集 鹿部町役場保健福祉課

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部 252 番地 1

電話 01372-7-5291